

◎新潟県告示第1103号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和5年10月20日

新潟県知事 花 角 英 世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県十日町市八箇字南沢壬2の1、壬2の3から壬2の5まで、壬2の7から壬2の13まで、壬2の46、壬2の49から壬2の55まで、壬2の57、壬2の61、壬2の66、壬2の117から壬2の124まで、壬2の129、己696、字なごめん己624、字正面ケ原己722、己723、字正面川原辛1319の1、字中ノ沢辛1321

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。）